（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

第五条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の項中「並びに第一条の六第二項」を「、第一条の六第二項」に、「第二条の三」を「第二条の四」に、「並びに第二条第一項及び第二項」を「、第二条第一項及び第二項並びに第二条の三第一項及び第二項」に改める。

別表第二の二の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。